



教 学 第 9 5 1 号
教 保 第 3 6 9 号
令 和 3 年 8 月 2 6 日

各市町村教育委員会教育長 様
(関係教育事務所 経由)

岩手県教育委員会事務局
学 校 教 育 室 長
保 健 体 育 課 総 括 課 長

学校での感染拡大リスクの高まりに伴う教育活動について（通知）

このことについて、令和3年8月4日付け「新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた部活動の遠征等について（教保第334号）」、令和3年8月12日付け「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言について（教学第871号、教保第347号）」及び令和3年8月17日付け「夏季休業後の教育活動について（教学第881号、教保第349号）」により通知しているところですが、県内においては、感染拡大のリスクが高まっている状況にあり、より一層の警戒の必要があり、当面の教育活動について制限するなど、これまで以上に感染症対策を徹底することが重要であることから、別添のとおり県立学校長宛て通知しました。

つきましては、市町村立学校においても、県立学校の下記の取組に準じた対応の検討をお願いいたします。

記

1 教育活動について

- (1) 文化祭等の学校行事を実施する場合は、原則として、校内限りでの開催とすること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言（令和3年8月26日改訂）において指定された重点対策区域（盛岡市全域）の学校及び重点対策区域から通学する児童生徒が比較的多い学校については、時差通学等の対応を検討すること。

2 部活動について

- (1) 練習試合及び合同練習については、「県外の学校やチーム等との練習試合や合同練習は、原則、禁止」（令和3年8月4日付け通知）に加えて、「県内の学校同士の練習試合等も禁止する」こととし、原則、校内での活動のみとする。（校内合宿も禁止）
- (2) 活動時間については、校内で「2時間以内」とする。
- (3) その他の活動に係る留意事項については、「県立学校の部活動について（令和3年4月6日通知）」を確認し、内容を踏まえた感染症対策を徹底した上での活動とすること。

【担当】

- | | |
|-------------|---------------------------|
| ○教育活動に関すること | 学校教育室高校教育担当（019-629-6140） |
| ○部活動に関すること | 保健体育課学校体育担当（019-629-6190） |